

第37回独立行政法人評価委員会林野分科会

第37回独立行政法人評価委員会林野分科会

日時：平成21年8月25日（火）

会場：三番町共用会議所第3会議室

時間：午前9：30～11：23

議 事 次 第

1．開 会

2．議 事

（1）独立行政法人森林総合研究所の平成20年度業務の実績に関する評価について

（2）その他

3．閉 会

午前 9時30分 開会

太田分科会長 それでは、お忙しいところご苦労さまでございます。

予定の時間が参りましたので、ただいまから第37回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の進め方について事務局から説明させます。よろしくお願ひします。

事務局 まず、会議の成立について報告いたします。

現在のところ、評価委員5名のうち5名全員が出席されておりますので、関連の規定により、本日の分科会は成立しております。

また、戸澤専門委員につきましては、少し遅れて到着されるとの連絡をいただいております。

本日の議題につきましては、お配りしている次第のとおりでございます。本日は、評価結果の取りまとめと法人への説明、その他という内容となっております。

資料につきましては不備がございましたら、随時お申し出ください。

以上でございます。

太田分科会長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、森林総合研究所の平成20年度の業務の実績に関する評価結果（案）についてご審議いただきたいと思います。

7月23日にワーキング会合が開催されましたが、専門委員の方におかれましては、研究・育種等の分野もしくは水源林造成事業等の分野それぞれに対して出席されておられないという部分もありますので、事務局からワーキング会合における検討結果を説明させます。

まず、資料1-4、参考資料2について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、7月23日に開催しましたワーキング会合における検討経過と評価結果（案）についてご報告いたします。

研究・育種等分野、水源林造成事業等分野におきましても、同じ進め方で検討を行っております。6月の林野分科会の後に各委員から提出されましたご意見、ご質問に関連して法人から提出されました補足説明資料について説明を受けて、その後、評価単位ごとに議論を行いながら評定を決めるという形で進めたところでございます。

資料1-1をご覧ください。ページ数でいけば、一番最後の138、139ページをご覧ください。

研究・育種等分野における評価結果（案）でございますが、19の評価単位のうちsが1個、aが17個、bが1個という結果となっております。また、水源林造成事業等分野における評価

結果（案）についてですが、17の評価単位のうちsが1個、aが16個ということになっております。さらに、総務・共通分野における評価結果（案）についてですが、16の評価単位のうち、すべてaということになっております。この結果、総合評価はAと評定しております。

水源林造成事業等分野、総務・共通分野においては、法人の自己評価と同じ評定となっております。研究・育種等分野においても大半は法人の自己評価と同じでありますけれども、自己評価がsのものをaと評定した項目が2つ、自己評定aのものをbと評定した項目が1つございます。

資料1 - 1の22ページから25ページをご覧ください。

評価単位1（1）、片仮名のアアb、木質バイオマスの変換・利用技術及び地域利用システムの開発についてでございます。法人はsとしておりましたが、バイオマスのエネルギー変換については実証プラントの着手をもって評価するのではなく、その成果をもって評価したい、今後の成果を大いに期待したい、という思いからa評定としております。

次に、36から39ページをご覧ください。

評価単位1（1）、片仮名のアイd、安全で快適な住環境の創出に向けた木質資源利用技術の開発についてでございます。これも法人はsとしておりましたが、木造構造物の強度についての研究の一層の推進を期待したい、という思いから、aという評定としております。

次に、40ページから43ページをご覧ください。評価単位1（1）、片仮名のアウa、林業の活力向上に向けた新たな生産技術の開発についてでございます。法人はaとしておりましたが、社会からの期待が大きい分野であり、十分な人員と経費を投入して的確なコーディネートのもと、研究の推進を期待するという思いからbという評定としております。

次に、s評定とした2項目についてご説明します。

1つ目は、戻りまして26から29ページでございます。評価単位1（1）、片仮名のアイa、生物多様性保全技術及び野生生物等による被害対策技術の開発でございます。法人もsとしておりましたが、分科会といたしましてもマツノザイセンチュウ検出試薬キットの開発は、現場にも大きく貢献するものであり、高く評価できるということからsと評定しております。

2つ目は97から98ページでございます。評価単位3（2）、片仮名のイ（イ）、新技術・新工法の採用でございます。法人もsとしておりましたが、分科会としても新技術・新工法の開発が計画を上回って進捗し、実際に採用されていることは高く評価できることからsと評定しております。

次に、資料1 - 1の表紙の次のページをご覧ください。タイトルは森林総研の平成20年度の

評価結果についてというものでございます。

1の評価結果につきましては、これまで説明してきたことと重複しますので、2の業務運営に対する総括的な意見について説明します。1つ目のポツにおきましては、最初に今回s評定としたものについての意見を述べております。続けて、ワーキング会合において皆様から述べられたご意見に共通する思いを太田分科会長と打ち合わせいたしまして、このような書きぶりいたしました。

読み上げさせていただきますと「森林総合研究所は森林・林業・木材産業における我が国唯一の中核的な研究機関であり、研究成果やその普及、また関係機関との連携などに対する期待は引き続き高いものがある。このため、今回高い評価を与えた項目のように現場の業務に貢献する研究や、我が国の林業全体の活力向上に向けた技術開発をより一層推進するとともに、共同研究に向けて関係機関との連携に積極的なリーダーシップを発揮されることを期待する。」という書きぶりにしております。

また、2つ目のポツにおきましては、3月30日に政独委から送付された評価の視点の事項等に対応したコメントを記載しております。

ワーキング会合では、項目の中の一つの意見だったんですが、これは全体にかかわるということで、この1枚紙の総括的な意見に移させていただいております

それから、資料1と参考資料2について引き続き説明させていただきたいと思います。

資料1 - 4をご覧ください。

6月の分科会、7月のワーキング会合で説明しましたとおり、今回の評価に当たりまして、林野庁のホームページにおいて7月13日から7月31日まで、森林総合研究所の事業報告書に対する意見募集を行いました。その結果といたしましては、意見はございませんでした。

次に、参考資料2をご覧ください。資料の束の一番下にあるものでございます。

これは、ワーキング会合でもご紹介いたしましたが、総務省行政評価局から各省庁に対しまして、独立行政法人の契約、諸手当などについて調査が行われております。この調査の対象は、全省庁の100を超える全ての独法についてでございますが、その調査内容は、フィードバックもありまして、全て並べますと非常に資料が大部となってしまいますので、私ら事務局のほうで農林水産省関係の独法のみを抜粋しました。また、項目につきましても、細かいところは除きまして、主なものについて整理いたしましたのが参考資料2でございます。

調査結果につきましては、ほぼ出来上がっているところでございますが、まだ一部確認が済んでいないというものもございまして、今後、修正の可能性のあるものではございますが、森

林総合研究所の随意契約の割合などが、他の独法との比較の中で評価できるというものでございますので、参考資料という形で配付させていただきました。

紹介方々、まず1枚目の調査表1 - 契約実績(件数)からご覧ください。

平成19年度と平成20年度の対比になってございます。森林総研のところは、太枠で囲っているところでございますが、19年度には競争性のない随意契約の割合が55%というものでございましたが、20年度には33%ということで、22%減らしているというところでございます。他法人のところを見ても、森林総研もそれなりにいろいろ努力しているというところを読み取れるかなと思います。

2枚目の契約実績の金額のほうでございます。森林総研のところを見ていただきますと、競争性のない随意契約の割合が、9%でございますが、20年度にはそれが8%になっております。これは、森林農地整備センターの契約のものが競争性のある契約が多く、金額的にも多いということで、森林総研の場合は競争性のない随意契約は非常に少ない割合になってございます。

次に、3枚目でございます。随契については減っているところでございますが、今そういう中で少し注目していきたいと思っておりますのは、この調査表2 - のように一般競争入札における1者応札の状況でございます。森林総合研究所におきましては、平成19年度一般競争入札における1者応札の実績が25%に対しまして、平成20年度の割合は38%でございます。一般競争入札が、非常に努力されて増えてきましたが、一方、それに関連して、1者応札の割合が増えてしまっております。

他の独法も増えているところがかかなりある状況ではございますが、増え方がやや大きいという点は気になるところでございます。

次のページをお開きいただければと思います。

調査表2 - は、金額のほうでございます。金額につきましては、森林総研の19年度は1者応札の割合は7%、20年度におきましては1者応札の割合が18%と、これも増えているという状況です。ただ、割合的には他方に比べてやや低めという状況でございます。

このような契約関係の評価委員会のコメントといたしましては、資料1 - 1を見ていただきますと、該当するコメントといたしましては11ページに書いているところでございます。

11ページの評価委員会の意見等のポツで言いますと4ポツ目でございます。随意契約の見直しについては、競争性のない随意契約の割合が着実に減少しており評価できる。1文飛びまして、今後においては、一般競争入札等における1者応札の割合を減少させるよう努めるなど、引き続き、契約の適正性の確保に努められたい、と案ではしているところでございます。

参考資料2に戻らせていただきます。

1枚めくっていただきますと、法人における国と同様の諸手当の有無というものでございます。

この表は、とか×がついておりますが、この凡例といたしましては、は国と支給内容、支給額とも同じ手当、が国と支給内容または支給額が異なる手当、×が、法人において規定されていない手当ということになっております。ただ、この参考資料2全体がまだ確定版ではございません。特にこの表につきましては、まだ総務省と各省庁がやりとりしておりますので、確定したものではありません。

森林総研については、ほぼ大部分のところはということで、国と支給内容が同じでございます。一部×のもの、法人においては規定されていない、払われていないものというものもあります。それから、法人独自の手当というのはないという状況でございます。

一部、2つのものについてはとなっておりますが、下表にありますように、ほぼ内容は同じで、若干わずかな違いがあるということで、問題となるようなものはないというふうに考えております。

次のページに進ませていただきます。

次は、総研の役職員の報酬・給与等についてでございます。

研究職員はラスパイレスが100を切ったということで問題がなく、事務、技術職員においては104.3という値でございます。こちらは、総研の自己評価のシートにも書かれておりますが、国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由といたしましては、平成19年度の対国家公務員指数が114.1でありました旧緑資源機構職員を承継し、森林総合研究所の支給基準を適用することとしました。しかしながら、労働条件の不利益変更の円滑な実施の観点により、段階的な給与水準の引き下げ過程にあることから、国家公務員の給与水準を上回るものになったという理由でございます。

これに関します評価委員会のコメントの現在の案といたしましては、資料1 - 1の119ページをご覧ください。評価委員会の意見等の3つ目のポツでございます。給与水準のラスパイレス指数は、研究職員は100を下回っているものの、事務・技術職員は100を上回っている。事務・技術職員については、平成19年度は97.6%であったが、旧緑資源機構の職員を承継したことによるものである。給与水準の適切性の観点から、旧緑資源機構職員の給与水準の段階的な引き下げにより確実に改善を図られたい、というコメント案にしているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

太田分科会長 どうもありがとうございました。

森林総合研究所の評価結果の最終案、資料1-1でございます。それから、資料1-4、これは意見募集で何もなかったということです。それから、参考資料2については、今お話しただきましたように、給与等の農水省関係の中での独法の中での位置づけみたいなものをご説明いただきました。ご質問、ご意見があれば、どなたからでも結構ですのでお願いしたいと思います。

また、参考資料2における、他独法との比較を踏まえて、今申し上げましたけれども、評価シートのコメントが記載されているものでよいのかについても、ご発言いただけるとよろしいかと思えます。

どうぞ、まとめでございますので、ご意見をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

内山委員 参考資料2の数字の見方について教えていただきたいんですけども、ここで、競争性のある契約、競争性のない随意契約、という型で契約を区分していますが、まず一定の金額で、これ以上は基本的には入札するもの、これ以下は随契でいいという基準はないのですか。

事務局 国と同じように、独法も少額随契ということがございます。

内山委員 少額随契ですね。

事務局 はい。一定金額以下のものについては少額随契でいいということで、それは省いております。

内山委員 その少額随契の金額というのは省かれているという前提ですね。

事務局 定められた金額以上のものの中で、競争性のある一般競争入札とか、企画競争と私らは呼んでいるんですけども、幾つかの業者から、委託調査でしたら、こういうふうにしてはどうかという提案を受けて、その中から選ぶという、企画競争というもの、その2つを競争性のある契約にいたしましております。以前は多かった、役所がここが適切だからという判断で随意契約していたものが競争性のない随意契約に分けてしております。

内山委員 他の独法でも時々出る意見なんですけれども、この競争契約で入札していこうというのは、もう世の中の流れで当然のことだと思うんですけども、それにかかる事務コストが、かなり増加しているのではないかと。臨時の職員も雇わなくてはいけなくなるとか、これはトータルコストに係る問題ですが、その辺は今回のこのアンケートとか、こういうまとめには考慮要素として入っていないんですか。

事務局 そうですね。政府全体として競争性のある契約を増やして、今までの随意契約を減らすんだということによって、職員の作業量の増加みたいなものは、コスト計算をされていないという状況ではございます。

内山委員 今言ったように、固定費の中だけでできる分にはいいんでしょうけれども、新たに雇用をしなければならないということも聞こえてきておりますので。

事務局 私たちも、昨年度から今年度に切りかえの時期で初めてのことをしなければいけないので、私たちの部署の係長クラスはかなり苦労していて、いろいろな手本になる資料を見ながら新たなものを作る作業をしています。ただ、2回目、3回目になりますと、作業にかかる時間は減ってくるのかなとは思っています。

太田分科会長 はい、どうぞ。

古田専門委員 評価委員会の意見について3点申し上げたいと思います。

まず、35ページです。資料1 - 1ですけれども。

太田分科会長 資料1 - 1ね。

古田専門委員 資料1 - 1の35ページ。

太田分科会長 35ページ。

古田専門委員 「森林セラピーの効果について、今後は様々な検証の対象者を幅の広い層に拡大されたい。また、森林以外の自然や」というふうが続いていくんですけども、重要度からいって、まず「森林以外の自然やリラックスできる」云々のところが最初であって、その後で「今後は様々な検証の対象者を幅の広い層に拡大されたい。」そういうふうに順序を変えていただきたいと思います。

太田分科会長 この35ページの評価委員会の意見の中の文章の順序を変えるということですね。

古田専門委員 重要度に応じて並べていただきたいということです。

それからもう一つ、43ページです。

43ページは、林業の活力向上の研究なんですけれども、この評価委員会の意見で「十分な人員と経費を投入し、」と1行目の後ろにあるんですが、人員が足りないとか、経費が足りないとかという話は全然出ていませんので、ここは削除して、「的確なコーディネートのもと推進されたい。」とするほうがいいんじゃないかと思います。むしろ意欲の問題だと思っています。

それから、もう一カ所……

太田分科会長 今の点、私なんかはむしろ書いてもいいんじゃないかなという気がするんで

すが、まずいですかね。何も言っていないからということだろうと思うんだけども……

古田専門委員 でも、それは根拠がないわけですよ、十分な経費を入れなきゃいかんという。むしろ今の経費での成果が出ていないとも理解できるわけですよ、この評価……

太田分科会長 この評価だと。

古田専門委員 はい。いやいや、この私たちが評価した資料からは。

太田分科会長 私、ややそういうつもりもあるような気もして、人員量そのものも、少し期待に反して入れていないんじゃないかというふうを感じ……

古田専門委員 というよりも、やはり意欲と能力の問題だと思います。

太田分科会長 そうですかね。その辺はちょっと皆さんのご意見……

古田専門委員 あとそれともう一カ所、127ページです。

127ページに「研究職員の年齢構成がいびつになっている中、技術の伝承等を考慮し、」とあるんですけども、技術の伝承じゃなくてやはり人材育成なんです。これはもう何か伝統技術か何かじゃありませんから、やはりいろいろなものに対応できる、そういう意味では人材育成を考慮しと書いていただいたらどうかなと思います。

以上3点、提案です。

太田分科会長 今のは参考資料1のほうにもあるんでしょうか。

古田専門委員 あります。同じものがあります。

太田分科会長 あるんですよ。ですから、今、議論はこの前のワーキング会合のときの意見、結果等、それにその後、参考資料1を多少変更して皆さんに配付していただいてチェックしていただいたと、そういう点も含めて、きょうは最終決定ですので、それに関連すること、こう考えてよろしいわけですね。

ということで、今、古田委員のほうから3点出ましたけれども、いかがでございましょうか。そういう修正でよろしゅうございましょうか。

皆さんの結果でよろしいということだったらそれでいいと思いますが、私は2番目の点については書いてもいいかなとちょっと思ったものですから、ちょっと私の個人的なご意見を申し上げました。いかがでございましょうか。

古田専門委員 書いても悪くはありませんけれども、やはり的確なコーディネートというのが一番重要なポイントだと思いますね。

太田分科会長 それがしっかりできていれば……

古田専門委員 それと、やはり個々の人たちが全体の課題の目的をはっきりつかむというこ

と、そこが一番問われているんだと思いますけどね。

太田分科会長 わかりました。それではいかがでしょうか。古田委員の意見で、ひょっとしたら私が実質的なところで、口頭で口を滑らすかもしれません。それだったら構わないと、個人的な意見のところでありますのでと思いますが、修正の項は古田委員の意見でよろしゅうございましょうか。どうでしょう。自由にここはご意見いただければ、まだ我々だけで決める段階ですので、独法の皆さんもいらっしゃいませんので、自由に討議して。

この前のワーキング・グループ会合で、それぞれ修正されていない部分も出てきているわけですので、その辺も含めてご意見をいただきたいと思います。何かありますか。

はい、どうぞ。

田村専門委員 私は古田先生のご意見に賛成します。

現在も研究分野ごとの人員体制とか経費というのは、ちょっと私たちの段階で知らされていないので、そういうことを考えれば十分かどうかもわからないので、この部分は削除してもいいんじゃないか。

太田分科会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょう。

はい、どうぞ。

島本委員 文章の趣旨として、やはり筑波と全国に何力所もある支所に点在する研究員の方々のコーディネーションがもう少しフィットされればこういう文章にならなかったのかなというのが7月に読んだときの感想だったので、そこが強調されるべきだと思うので、この部分は削除したほうがいいと思います。

太田分科会長 わかりました。そういう意見になりそうでございます。

ほかにいかがでしょうか。過不足何か……。

内山委員 そうですね。きのう独法の農水省の委員会がございましたね。あそこでも、話に出たのは、たしか原種保存をどういうふうにするかということで、独法化するとそれはだめになるんじゃないかという、極めてシリアスなご意見がありました。私が聞いた限りでは、独法化したらだめになるという論点ではなく、独法化した後に独法としてその問題をどういうふう

に今後取り組むかという話なのではないのかなというふうに……

太田分科会長 そういうふうに私も言ったんですよ。

内山委員 そうですね。先生もそうおっしゃっていましたよね。

それで結局、中期経営計画だとか単年度経営計画を策定するときに、そういうことを行うに足るような人員経費というのを独法が準備して取り組んでいるかどうかというのがむしろ問わ

れるべきであって、評価委員としては話を聞いていて違和感があったんです。

ですから、これを総務省としては、確かにここまで言い切れるのかどうか分からないけれども、ただ趣旨としては、社会からの期待が大きい分野であるので、的確なコーディネートを推進し得る体制を整備して臨んでもらいたいというような意味だと思えます。だから、これは表現を変えれば済む話なのかなという気がします。十分な人員と経費を投入し、というよりも、推進し得る人員対策で臨まれたいとか、そのようなことなのかなという気がします。

太田分科会長 今の意見は古田委員の意見ですが、表現の仕方をもうちょっと修正するということで、趣旨は同じだと思いますが。

そうしましたら、そのあたりはそこでよろしゅうございましょうか。では、今、内山委員の言われた形で修正をしていくか。事務局、よろしいですか。

事務局 はい。

太田分科会長 そういう修正をして、あけすけに言えば、この原案に書いてあるようなことをやっていただければというようなことだろうと思えますけれども、ではそういうふうに修正させていただきます。

ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

島本委員 参考資料2の随契の話なんですけれども、ちょっとまだ委員になったところで、この話がどういう流れで来ているのかちょっとよくわからなくて、外れるかもしれないんですが、研究機関で随意契約を減らしていくというそのやり方というのを、私は環境省関係で、環境省、随契が多いということで、競争入札にするべくかなり言われて、競争入札を増やしているんだけど、研究とかそういう分野でも競争入札にした結果、やはり非常にコスト重視な競争入札が行われていて、今まで非常に専門性の高い機関よりも、結局そのプロジェクトの予算が職員なり研究員なりの給与に非常に連動しているところがあって、一般企業で入札してくるところにとてもかなわないと。結果的に競争入札にしているものができるのかということには非常にやはり注意が必要だというような話をいろいろ聞くんです。

ここは評価委員会なので、直接かかわるのかわからないんですけれども、こういう形で毎年随意契約が減って、競争入札が増えましたと、だからよかったですねと、そういう結論に落ちていいのかというのは非常にやはり個人的には疑問だなと思ってまして、もしそういうことを評価するのであれば、随契が減ったことで、特にそこはみんな研究所なので、研究所の契約で随契が減って、質はどうだったのかということ、質ですね、どうなったのかという、何らかのモニタリングというのがかくついてこないと、ちょっと危険なんではないかというふうに

思うんです。

なので、毎年こういうふうな表が出てくるのであれば、それに応じて中身についての何らかの検証というのをくっつけていただきたいなということなんですけれども、でないとちょっと評価しようがないと思います。

太田分科会長 ありがとうございます。

今の問題は多分我々の分野でもよく聞く、あるいは実際に起こっている話で苦労されているところだと思いますが、その評価をどうするかというとなかなか難しいような気がしますが、事務局、何かご意見ございませんか。

事務局 参考資料2自体は、総務省の行政評価局がやられた調査の抜粋ですので、この一覧の詳細は書いていないところなんですけど、我々も実際事業を担当している者の1人としては、やはり島本委員のおっしゃるように、ただ単に価格だけでいけば出てくる報告書は、成果や質が下がってしまうおそれもなきにしもあらずという状況ではあるので、担当者としてはより良い質のものをいただきたいという思いもあります。

ここで競争性のある契約は、先ほど言いましたように、企画競争と一般競争入札です。まず、企画競争は、価格というよりは基本的に応募していただいた各社の提案、プロポーザルを見比べて、良いところと契約するというものでございます。ですから、かなり質で勝負していただいているのに近いというものでございます。それも競争性のある契約に入れております。

もう一つ、一般競争入札という名前のもの中でも、本当にお金だけの、金額が低いものを選ぶというものと、総合評価方式というものがあります。細かい話なので、余りこういう場には出てこないですが、総合評価方式も、特に私の所属する研究・保全課がやっているような委託調査におきましては、価格の割合を全部じゃなくて、価格と内容についての評価を両方を見るということをやっております。特に研究開発の委託については、価格のウエイトよりも資質のウエイト、つまり役所が審査した点数のほうのウエイトを高くしているということで、島本委員のおっしゃるような心配をなくすような形で進めているところではございます。

太田分科会長 多分工夫はされていて、その総合評価方式、その他金額以外のところの評価方式の質を向上させて、ただそれにまた重きを置くと逆に今までの問題にかかわってくるので、大変微妙なところだろうと思うんですが、そこを上げてもらうしかないかなという、個人的にはそう思っているんですが、ですからこれはやはり参考資料として、参考意見としてここでは考慮するという形しか今のところはないのかなというふうには個人的には思っておりますが、いかがですか。

島本委員 きのう親会議のほうで、農水省管轄の独法だけではなくて、ほかの評価委員が集まった会議で、やはり研究機関であるから考慮しなければいけない点でもあるのではないかと、いうことを政独委のほうに上げたという話が出ていまして、そういうことがあったので、この件に関しても努力はされているとは思いますが、いろいろなところから聞こえてくる、いろいろな問題はあるというふうには、いろいろな事例を聞くと、そう感じざるを得ないところがあるので、もちろんすぐ変わるものではないけれども、コスト重視にならないようなシステムと、こういうやり方をするための成果が出ているのか、問題点が出ていないのかという、そこら辺の検証というのがどこかで行われてほしいなということはどこかで、ちょっとすみません、何かいつもどこかという……。

太田分科会長 これは、例えば今のようなこの評価委員会にもそういう意見があることが、資料1-1のどこかに、何か審査するような文章が入るような余地というのはあるんですか、事務局。

事務局 評価委員会としての意見があればこの評価シートの評価の欄に書いていただければいいのでありますので……

太田分科会長 今言ったことに対して一番適当な場所というか、それは具体的にはわかりませんか。

事務局 先ほどの随契のところの部分に書くとしたら書いていただければいいかなと思いますけれども。

太田分科会長 何ページ。

事務局 資料1-1ですと11ページです。

事務局 そうですね。4ポツのところ随契見直しの話が出されておりますので、例えば4ポツにつけ加えるとか、あと5ポツと4ポツの間に、今、島本委員がおっしゃられたような話をつけ加えていただくのも一つの手かと思いますが。

太田分科会長 いかがでございましょう。親委員会の話が出てまいりましたが、その報告は、このきょうの委員会の中の最後のほうに実はございます。ただ、ございますけれども、今議論になっておりますので、どうですか。そうか、これは全体の中で報告しなきゃいけないんですね、親委員会のこの中に入っているのは。

事務局 予定ではそうなってはおりますが。

太田分科会長 そうなっていますね。ということなんですが、実はきのう親委員会がございまして、型どおりの議論で、中身については先ほど島本委員が言われたような議論をしたわけ

なのですが、それとそれから最後に松本委員長が、独法の評価委員会の全体会合、委員長が出る全体会合、省庁を超えた会合の中で、その研究独法の評価をそうでない独法と同じシートみたいな形でやっていくことに対して、ちょっとその研究独法の評価を少し考慮したらいいんじゃないかということをしり入れたという、そういうこれ、松本委員長がその会議の中で申し入れたと、こういう報告だったんです。

そういう報告が1つありまして、それから、中身の大きな議論は、先ほど島本委員が紹介したような、そういうどのあたりに何をやるかということで、どういうふうにコーディネートしていくかというようなことに関連する議論がございました。

そんなことですので、ちょっと簡単な紹介になりますけれども、それ以外が余りなかったような気がいたしますが、そういうことも含めて、場合によっては今のところにうまく文章が入れば入れてもいいのかなというふうな感じをしておりますが、親委員会に出られた先生も含めまして、何かご意見ございますでしょうか、今のことについて。

小島専門委員 今のご意見を森林総研の評価シートに入れるというのは余り正しいことではなくて、親委員会に対しての意見書の中に反映すべきであって、森林総研に入札形式について配慮せよというのはちょっとおかしいのではないだろうか。そういうようなところ。

太田分科会長 議論が十分伝えられておりませんが、それもあると思います。

ほかにいかがでしょうか。

ちなみに、あるいは他……、はい、どうぞ。

早坂委員 私は、今の島本先生の意見も、それもあるなと思うんですけれども、この資料1-1の11ページの中で、1者応札の割合のことがちょっと書いてありました。これ、データの中でも1者応札の部分がかなり出てきてはいるんですけれども、この部分で、この1者応札の割合を減少させるよう努めるなどということを入れてあるんですけれども、1者応札は一般競争入札をやられてもなかなか出てこない。それで1者応札が多いんですけれども、その原因みたいなものもきっと背景にあるんだと思うんですけれども、ここでしっかりこのように書いていいんだらうかなと思ったんですけれども、背景もいろいろあるかと思っておりますけれども、1者応札がそんなに悪いのかどうかとちょっとお聞きしたいなと思ったんですけれども。

太田分科会長 これは、事務局あるいは皆さん、いかがでしょうか。

ちょっと違うご意見ですが、先ほどの島本委員の意見の書き込み意見については、小島専門委員のほうからは、そこまではここではないんじゃないかという、それが意見。それともう一つ今新しく早坂委員のほうから、1者応札のところは書かなくてもいいのかなという意見です

が、この2点、ではご意見いただきたいと思います。そろそろまとめたいと思いますので。

はい、どうぞ。

小島専門委員 1者応札に関しても、やはりそれは問題であるということが世の中の流れです。1者応札を少なくするという方向性に対する批判、反応というものをここに書くべきではない。あるとしたら、その研究独法のオリジナリティーということで、親委員会への評価方式のところに意見として上げていったほうがよろしいんじゃないかと思います。森林総研ができる問題じゃないような気がします。

太田分科会長 はい、どうぞ。

戸澤専門委員 私はちょっと逆なんですけれども、参考資料2で見ると、競争性のある契約というものの件数から、基準が約300、400もあるんですね。これだけ数が多いから、やはり研究独法ではあるけれど、いわゆる事業をやったりするときには、ここを避けて通れないんじゃないかなという気がします。

だから、これはいいんですが、1者応札と言っているけれども、その先があるんだよね、不調って。要するに、応札者がだれもないという、そういう現実を、もし1者応札をみんなが言うんだったら、一般競争入札はしましたと。そうしたら、必ず全部埋まるとみんな感覚的に思っているんですね。それで少ないのが1者だと思っている。

ところが、その先の意義というのが独法にあるかどうかこれが重要。一般的な今の建設の業界だと、積算とかあれが公表されてやっていますから、それでもうああいう遠いところで、平地と山地で同じような単価でやるんだったらできないというものが、積算のミスもその中に当然入っているんです。

だから、そういう1者応札を議論するんであれば、多分その先にある、要するにゼロまたは一定期間といって、農業分科会のほうで議論があったんですね。一定期間つけておいて、それを40日と長くしようと。長くしても結局.....

太田分科会長 それは何で出てくるのですか。

戸澤専門委員 何となく1者応札という場合にはゼロでもいいやというんならいいんだけど、多分山の中の飯場の賄いとかいろいろなところで、そんなのゼロでいいかと言ったら、じゃ職員が自炊するかと。それは土台が無理なんだよね。だから、そういうそこが競争性のあるものなのか、そうでないものなのかという、そのところを私はかなりシビアに見たほうが、そういうことをとらないと、よく競争性のないあれでどうだこうだという、そっちの議論のほうにはまっていっちゃう。

だから、大もとのどこかの、どこかというか政独委があるんだから、そこできちんと議論するべきだと思うんですね。

太田分科会長 そうすると、今のご意見もちょっと外したほうがいいと、今の段階ではということになりますかね。

戸澤専門委員 やっていることはやっているんだから、書いていたらキリがないんですかというの、これはこれで。ただ、ここに契約の適正性とあるから、何かこの単語ぐらいは少し、何か妥当性とか、何か適正という、余り今までいいことをしていなかったのかなという、そういう。よく日本語で、これでいいと皆さん悩んでいなかったらそれはそれでいいんですが、ここの契約の何かその辺で、私は1者応札のこの表現は、こういう資料があった、いろいろ整備上、それでまた努力されている以上は、私はいろいろ言います。

内山委員 1者応札の問題に関して、結果として1者しか応札しなかったというケースと、私はこの問題というのはむしろ、企画を立てたとか総合評価をやったときに、1者しか応札できないような条件を付して、実質随契なのを入札でやっていますよというふうにやっているのがこれだけあるよということではないのですか。そこのところを問題にしているのではないのですか。

事務局 この表に上げられているのは、結果的に1者応札のものの件数でございます。

内山委員 結果。本当にでは価格勝負の入札で1者しか来なかったのがここに記載されているわけ。

事務局 総合評価方式の場合と、単なる価格のもの、両方を含めて、結果的に1者のものの数字を上げているものです。

内山委員 だから問題は、その部分はなのです。

事務局 世の中やマスコミなどいろいろなところで聞こえてくるのが、独法や役所に対して、まずは随契を減らして、できるだけ競争性のある契約に下さいよと。ただ、実際ふたをあけてみれば、競争入札でも結果的に1者しか応札できていない場合があるので……

内山委員 できないような条件を付しているんでしょう。

事務局 付しているんじゃないかという、そういう見方も世論にはございまして、今、政府全体として、できるだけ1者応札を減らすような形を、それぞれの機関、役所は役所でもやっていますし、独法に対してもやるよう役所として指導しているところです。

太田分科会長 ただ、戸澤委員の言われるようなそういう実態もあって、何回も入札をやったという話も聞こえてきますよね。だから、僕は両方あるのかなというふうに感じてはおりま

すけれども。

結果どうしましょう。一応ここに書かれて議論してきているので、今回はこのままでいくか、あるいは小島委員の言われたように、この1者応札の部分も、文章の微修正は別として省くということにするか、どちらをとりましょうか。省いておきますか。あるいはどうですか、そのあたり。

いかがでしょう。じゃ、一応先ほどの古田委員の言われた部分のところも、人員とお金の集中のところも削除ということですし、小島委員の言われている話もございますので、微修正をして文章的に整理をするということでおさめてよろしゅうございましょうか。

事務局 はい。

太田分科会長 では、そういうことにさせていただきます。

なお、先ほどから出てきていますそういう問題について、小島専門委員も言われているように、機会があればこういうことを親委員会のほうに申し上げるとか、そういう文章をつくるとか、その辺はもう少し議論を事務局も含めて相談をさせていただきたい、こういうふうに思っておりますが、それでよろしゅうございましょうか。

そうしましたら、大分時間が過ぎておりますけれども、結論、結果としましては、全体何か特にさらに。はい、どうぞ。

田村専門委員 すみません、時間のないところ。

資料1-1の1ページ、2ページの経費の抑制のところなんですけれども、評価委員会の意見、この表現なんですけれども、この表現だけ見ると、すごく高く評価しているというふうに見受けられるんですけれども、実際は、水源林造成事業に関して経費が抑制されたのは、機構廃止に伴って経費が減ったわけで、それはある意味当たり前の話だと思うんです。なので、本当に努力したというほど評価することではなくて、ちょっとこの書き方が評価し過ぎという印象があるので、今年度の経費削減の主たる原因は機構廃止によるものであったというようなことがやはりあった。そのために経費が予想を上回る成果が上がったけれども、今後は事業等の経費抑制を努力してもらいたいというような表現を書き入れたほうがよろしいんじゃないかと思うんですけれども。

太田分科会長 この部分は、今の問題以外の部分のところでの経費の削減というのは、統合したことによる部分以外のところの経費の削減についての努力というのは、つけるような状況だったんですけど。その辺は、全体をすると今の話が出てくるので、非常に上がってしまったと。

事務局 そうです。ここも、田村委員がおっしゃるような機構廃止の部分がかなり大きいんじゃないかという意見等あります。

ただ、筑波の部分には着実に減らしているの、そういうところを見て、目標もあり、成果が上がっているという書きぶりの先生と2タイプのご意見がございまして、機構のほうについてはいろいろなご意見が出たものですから、ちょっとそこは余りまとまらないような感じを受けて、筑波に関するコメントの部分のみが残っているという状況ではございますので、その機構の部分については、今のここのご議論でつけ加えるなりしていただきたい部分もあるかとは思いますが。

太田分科会長 何か文章できますか。

ご意見ございますでしょうか。

全体の評価が、多少でもその統合した部分以外のところにおいても評価がある程度上がっていることだったら、このままでもいいかなという気もしているんですが、統合しているので上がっているという部分が見えるということまでここへ詳しく書き込むかどうかについては、事務局、何か参考意見ありますか。

事務局 あくまで一案でございまして、原案への田村先生のご指摘は、減って当たり前というものも含んで、目標を上回る成果が上がっているという、その辺の切り分けがいま一つ不明確だというようなご意見だと思しますので、例えばでございますが、引き続き経費の着実な削減に取り組まれないとか、今のトレンドとしては削減の方向で着実に進めているということをご理解いただいていると思しますので、その取組を引き続きしっかりやっていくようにというご趣旨でのコメントなどが考えられるかなと思ったところなんです。

太田分科会長 少しやわらかくするので勘弁してほしいという、そういう状況だと思いますが、じゃそのあたりにさせていただきます。微修正で、手放して喜んでいるのではないということがわかるような形に微修正の文章を、今は一案ですが、考えさせていただくということでよろしゅうございましょうか。

それでは、ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

古田専門委員 1点だけ。事務局に参考資料2の中で、後ろから2枚目に諸手当があるんですが、これは×がついているのは、そもそもそういう項目が当てはまらないという場合があるんじゃないでしょうか。

例えば農環研で寒冷地手当というのがありますが、×がついていますけれども、農環研、寒冷地手当に相当する勤務地があるんでしょうか。それから、あるいは宿日直手当、×が

ついていますけれども、宿日直手当、宿日直をやっていて、なおかつ手当を払っていないのか、そもそももう職員の宿日直がなくなっているのか、そのあたり……

事務局 この表の×が悪いという意味の×ではなくて……

古田専門委員 いや、悪いとかいいとか言っていないけれども。

事務局 法人においては、こういう手当はないというだけの表記でございます。

古田専門委員 ですから、本来該当しないというのがもう一つあるべきじゃないでしょうかね。

事務局 そうですね。

古田専門委員 それがないと、ちょっと判断が難しいような気がしますけれども。

事務局 すみません。この様式は、総務省の調査からそのままとってきたというものだったものですから、確かにこの凡例とか様式が本当はもう少し練られていれば、より意味があるのかなとも思っています。

古田専門委員 ありがとうございます。それで十分です。

太田分科会長 この表に対するコメントですね。

古田専門委員 はい。

太田分科会長 はい。どうもありがとうございます。

それでは、まだあるかもしれませんが、評価結果（案）のうち、ご議論のあった部分の具体的な修正、大体方向は決まったと思いますが、それ以外で今後軽微な修正が必要となった場合の取り扱いにつきましては、私のほうにご一任いただけるということでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

太田分科会長 ということで、そうしますと全体結果はここで評価結果の案を承認したということにさせていただきますが、どうぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。それでは、そのように取り計らうことにいたします。

それでは、評価作業は終了することとし、この後、法人に対し、平成20年度の評価結果の説明を行うこととしますが、ここで10分の休憩をとりたいと思います。また、説明のときに、説明後に委員の皆様から直接独法のほうにお話しする部分がございますので、ぜひ感想等、評価し切れなかった部分等、あるいは強調したい部分等については、ぜひ積極的にご発言いただければありがたいと、こういうふうに思います。

それでは、ここで10分間の休憩をとります。再開はいつになりますでしょうか。ちょっと遅れて

いますが。

事務局 休憩を10分とりまして45分から再開ということによろしく願います。

太田分科会長 よろしいですか。それでは、現在35分ということにしまして、10時45分に再開したいと思います。どうぞよろしく願います。

どうもありがとうございました。

午前 10時35分 休憩

午前 10時44分 再開

太田分科会長 それでは、会議を再開いたします。

独立行政法人の皆様方には、どうもご苦労さまでございます。

ただいま、林野分科会として評価結果を取りまとめました。実は、細部について多少の修正がございます。この部分の取り扱いにつきましては、私にご一任いただいたということをご承知いただきたいと思えます。大枠は変わっておりません。

それでは、事務局から説明させます。

事務局 評価結果につきましてご報告いたします。

森林総合研究所平成20年度の評価結果でございますが、資料1 - 1の表紙の次のページをらんください。

1 評価結果の(2) 評価単位でございますが、52の評価単位のうち大半につきましては、中期計画に対しまして業務が順調に進捗していると判断いたしまして、aという評定をいたしております。

また、研究の成果が現場の業務に貢献するもの及び計画していた目標を量的にも質的にも上回る成果を上げたもので、特に優れた成果を上げた2評価単位につきましては、中期計画を大幅に上回り業務が進捗しているといたしまして、sと評定しております。

一方で、現場レベルに密接に関係した課題であり、より迅速な研究等の推進が求められると判断した1評価単位につきましては、中期計画に対して業務の進捗がやや遅れていると判断いたしまして、bと評定しております。

大項目につきましては、いずれの項目につきましてもAと評定しております。

総合評価につきましても、上記の評価結果をもとに評価基準に定める方法によりまして、Aと評定したところでございます。

以上でございます。

太田分科会長 よろしいですか。

ただいま事務局からの報告のように取りまとめたところでございますが、委員の皆様から法人に対する要望などがございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

委員の皆様、何かございますでしょうか、ご意見。はい、どうぞ。

古田専門委員 1点だけ。

いつか理事長が、それぞれの研究分野には未来永劫続くものではないというつもりでいなさいというふうにみんなに言っているというふうな、言葉どおりかどうか知りませんが、お話を聞いたと思うんですが、私はそのとおりだと思うんです。やはり明日が無いつもりで研究をしていかないと、研究というものは進んでいかない。

ですけど、同時に、明日がなくても今日すべきことがあるという意味で、それはマルティン・ルターが、「明日がなくても、今日リンゴの木を植える」と言ったんですけど、やはり人材の育成というのはそういうものだと思うんです。明日がないかもしれんけど、やはり今、将来の中核となる人材の育成を進めていかなければ、そのためにはきちんとした採用計画がなければならぬと思うんです。

釈迦に説法ですから、本当にわざわざ言うほどのことでもないんですけども、やはりその両方を兼ねながら運営をしていただきたいなと思います。人材採用計画がないというのはやはりとても寂しいことであって、ある意味で自分たちの未来を自分たちが閉ざしている。

今、採用できないというのは、過去のそういうことのやはり失敗の結果。言い方によりますが、成果の結果かもしれないけれども、失敗の結果じゃないかなと思います。本当にもう十分ご存じのことですけど、一言。

太田分科会長 どうもありがとうございます。

ほかの委員の皆様、ご示唆等。はい、どうぞ。

箕浦専門委員 今、人材の話がありましたが、長い間、森林総研で蓄積された技術的なノウハウがいろいろあると思います。ある方がおやめになって、その後、全然引き継がれていっていない、そういうことはないと思いますが、目に見えない、あるいは論文で表すことができない、そういうようなノウハウ的な、そういうものも、先ほど古田先生がおっしゃられました。人材の育成とあわせて、引き継いでいていただきたい。それでいろいろな良いところ、悪いところ、技術的なことについて、知ること、より発展してもらいたいと思いました。

太田分科会長 ありがとうございます。

ほかに委員の先生方、いかがでございますでしょうか。ご発言あればお願いいたします。

はい、どうぞ、島本委員。

島本委員 明日がないのお話もそこにあるんですけども、私は私立大学で教えていて、初めてこういうことに参加させていただいたんですけども、研究者の今置かれている状況というのは本当に明日がない状況で、30代以下の人々というのは本当に研究者として安定した研究職につける見込みというのは非常に少ない。それは、優秀かどうかということに全くかわらず、非常に優秀な若い人材が期限つきな雇用で本当にすり切れていくような、そういう状況があります。

今、森林総研にいらっしゃる研究者の方々というのは、確かに役所というのは、ちょっと民間には無いいろいろな雑務というのもあると思うんですけども、長い目を見たときに、本当に安定した研究ができるもう最後の世代と言っていいんじゃないかと思っております。

私自身も、確かにいろいろな教育業務がありつつ、もう我々の下の世代は育てられない状況にある、そういう危機感を持って研究をしていますので、森林総研は安定した雇用形態で研究されている方が何百人という規模でいらっしゃって、それだけの規模の集積があるような場所は他にはないわけですから、本当に明日がない危機感というのをぜひ持って、林業自身も、林業経営者の方々も、今の状況では本当に廃業せざるを得ないという悲鳴が聞こえている状況の中で、本当に急いでほしいというか、あえて言えば本当に成果が出る体制をとっていただいて、特に統括される方々は、ぜひその研究で規模の集積が出せるようなサポート体制をしっかりとっていただいて、成果を出していただきたいというふうにあえて言わせていただきたいと思っております。

太田分科会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか、ご意見。どうぞ。

田村専門委員 水源林造成事業に関して、事業の重点化ということで、その対象地域をかなり限定して進められるということですけども、やはりこれだけの技術や工法を持っている、山づくりができる主体というのは、多くないと思います。もう少し日本全体というか、民有林全体のことも考えて、その連携も考えながら事業を進めていってほしいと思います。

太田分科会長 ありがとうございます。

それでは、岡田委員。

岡田委員 大変厳しい意見も出ているんですが、私は、お願いというか、希望、期待を込めて少し述べてみたいと思います。

ご存じのように、やはり政府セクターの一つとしての、我々、評価をしなきゃいけないとい

うことでしております。そういう点からいくと、やはりお金の問題が大変大きくかぶさってきますので、この枠組みの中でということについては、何としてもこれはその枠組みを背景にきちんと置くということは当然のことだというふうに思います。

と思いますが、一方で研究独法ということでちょっと考えてみますと、私ども大学も似たようなことをやっておりますが、最近この大きなお金、政府という、そういう中でのお金の問題をめぐって大学が課せられておりますのは、やはり教育のことが大変きつく出てきております。なおかつ、各大学が同じような質のものとして考えてもらっては困りますということで、大学の種別化ですとか、個性化ですとか、持っているポテンシャルの中でのある必要な方向性というのを当然のように求められております。そうなりますと、研究ということについては大変厳しい、そういう枠組みになっています。

一方、森林総研の研究独法を考えますと、大きな枠組みとしてのお金の問題といわば持っていたポテンシャルないしは資源から出てくるところの押し出しの側面、要するにプロデュースしていく側面よりはむしろニーズを大事にしてくださいという、そういう大きな大きな転換というのはもう一つあると思います。あるとは思いますが、森林総研が持っている今のような政府セクター、なおかつ研究のその他のいろいろなセクターを考えると、森林総研が担うべき役割というのはやはり大変大きくて、中期、短期、あるいはニーズを背景にとすることはあるかもしれませんが、自信を持ってやってほしいというか、そこが大変大きいところだと思います。

その自信を持てる背景になる一つは何かというふうに私いつも考えているんですが、その背景に大事な点というのは、やはり社会性であったり、普遍的であったり、一般化であったりという、そういうところが大事なのではないかなというふうに思っています。

すなわち、逆に言うと、研究者の個性だとか個別性というのも非常に大切なんですが、そこに埋没するのではなくて、ある普遍的な社会性を持った、それでいてニーズへも切望するという、そういうところに重点を置いて、だからこそそこをやっていますから我々にやらしてください、任せてくださいという、そういうところをやはりきちんと持ってもらう。全体として萎縮をしないということもぜひお願いをしたい。

大学は残念ながら今もう大変厳しい状況にありますので、研究というものを考えた場合の我が国にあって、政府セクターが研究することの意義は、やはり決定的に大きいと思っていますので、ぜひもう一度この枠組みを踏まえた上で、きちんと自信を持っておやりいただきたいなと、こう思っています。

太田分科会長 ありがとうございます。

ほかに委員の先生方、少しこの機会でございますのでご発言がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

じゃ、一言何か。

酒井専門委員 一言言わないと帰してくれないようなので。

緑資源機構の事業のその社会的意義というものがうまく継承されて、うまくソフトランディングしたと思うんですが、社会も非常に時々刻々変わっていく中で、やはり施業技術もこれから量から質という、あるいは多様性というほうへ変わっていくと思いますので、研究機関と一緒にになったという機会をうまく利用して、今後も時代のニーズに合わせて協力関係で進んでいただければなと思います。

それから、今回1のAウaですか、これが1つb評価になったんですけども、森林総研としてはこの方は努力していると思うんですけども、ずっと国の機関で長かったわけですので、長期的視点に立ってこられたと思うんですが、やはり今、民有林のほうでは、生き残るために一生懸命、それこそ明日があるかないかわからない中でやっている中で、裏を返せば民有林あるいは社会からは即戦力といいますか実践力が求められていると思いますので、ちょっと今までと研究のスタイルが長期から短期、それから民有林ということで、少しスタンスが変わるかもしれませんけれども、このbを踏み台にして、現場と連携して新しい生き方で、生き方といいますか、社会に答えていっていただければなと思います。

太田分科会長 ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。内山委員、何かございますか。

内山委員 森林総研さんは、今までいろいろ委員の先生方のご発言にもありましたように、大変この大きな社会的な役割の要請を期待されていると考えております。

今の社会は、そういった意味での公的研究機関として存続していくためには、これは当然なんですけれども、いろいろな意味でのコンプライアンスの問題がございまして、遵守していただきたいということでございます。

この1年間、評価委員会のほうでもいろいろ議論になったんですが、経費の抑制の問題でございますとか、それから競争入札の取り組みでございますとか、それから競争資金の獲得でございますとか、それから不要資産の売却、整理でございますとか、そういったことに関しては誠実に取り組まれていたと思いますし、その結果としての財務情報のディスクロージャーということに関しても、適切に行われていたのかなという印象を持っております。

したがって、引き続きそういったことをご留意されて、法人運営されていただきたいと

いうことを私の意見とさせていただきます。

太田分科会長 どうもありがとうございました。

よろしゅうございましょうか。

私のほうからは特にございませぬけれども、先ほどから出てまいりましたように、多少私たちの力の範囲内で一生懸命評価して、多少厳しい評価をさせていただいた部分もございませぬ。このあたりにつきましては、もう今まで先生方からもご意見も出ておりますけれども、ぜひコーディネートをしっかりしていただいて、また研究の、大学のほうは研究室というのがかなり規律でその学問を守るということがありますし、またそういうことは森林総研の研究でも同じだとは思いますが、より柔軟にマンパワーを必要なところに集中させていただいて、ぜひ社会にこたえていただきたいなということを、ちょっと僭越ですけれども、そんなふう感じております。

評価結果は以上のございませぬですが、法人のほうから何かございませぬたらお願いしたいと思ひます。

鈴木理事長（森林総合研究所） 大部な資料を長時間にわたって評価いただきまして、ありがとうございました。

先生方からいただいたご指摘事項にこたえられるようにこれから努力してまいりたいと思ひますが、特に2点ほどお話しさせていただきたいと思ひます。

1点は、古田先生が指摘されませぬ人事であります。

これはまさに人事は百年の計で、ここが根幹かと思ひております。これは指摘されるまでもなく、私どもの予測ミスといひませぬか、設計がフレキシビリティに富まなかつたということで、硬直してしまつたというのが反省であります。できる限り今年度、あるいは来年度含めてできる範囲内で努力したいと思ひております。

もう1点は、この多くの評価項目の中で、林業の活力向上に向けた新たな生産技術の開発、この点については厳しいご指摘をいただきました。もちろん独立行政法人、研究開発型の独法研究所のあり方として、研究成果の社会還元というのが最大の任務だといふふうにて考えております。したがって、この点厳しいご指摘を受けたことは、私どものある意味では本体にかかわる部分だといふふうにて考えておりませぬし、研究所としては、これからニーズとシーズのマッチングといふことがございませぬけれども、産学官連携推進含めて、この分野において貢献できるよう努力したいと思ひております。

平成20年度はちょうど第2期中期計画の折り返し点であり、残された時間はそんなに多くご

ざいませんが、ぜひ今回いただいたご指摘にこたえられるよう、これから努力したいと考えておりますので、これからもよろしくお願ひ申し上げます。

町田所長（森林農地整備センター） 私からも一言申し上げさせていただきたいと思ひます。

今年度から森林総合研究所ということで、私どもも含めて一括にご評価をいただきまして、本当にいろいろ大変な作業だったと思ひます。私からもありがとうございますと申し上げたいと思ひます。

お話ししたいこと、2点ほどになりますが、やはり人事ないしは人材育成の話になると思ひます。

職員の構成、それから今からの仕事を担うということを考えて場合には、我々の組織としても水造の仕事は今後も続いていくわけですから、将来的には、採用、そして育成、そして採用した者の研修というようなことも今後考えていかないといけないなというふうに思っております。

若い連中が支えていかないと、やはりこういうことはなかなか将来としてできないと思ひますし、現実に私自身もいろいろ山に行つて見ていますと、若い連中が本当に頑張つてやっているのを見て、大変うれしく思っているところでございます。古田先生のご指摘いただきました件、私どもも私どもなりに今後を考えていきたいと思ひます。

それから、せっかく森林総研の中に入ったわけでございますので、シナジーというか、力を合わせて何か成果をやはり出していきたいということで、いろいろやっているわけでございます。そういうことにつきましても、対外的にPR、PRといひますとなかなか難しく、自分で「やった、やった」と言うとなんか宣伝になってしまいますので、これはやはり受益者の立場ないしは地元の立場から言つていただかないといけないというなかなか難しい問題がありますけれども、その辺も含めまして、具体的な形で国民に成果として示していけるような形で私ども、山口理事、それから角田理事のほうでも具体的な形でやつていく。

やっていることは、本当に基盤整備にしる地域貢献にしる、私は誇れることをやっていると思ひますので、その発表の仕方、出し方、受益者の声をどう反映していくかということを含めて今後も検討していくことでご指摘に少しはこたえていけるんじゃないかと思ひますので、今後とも努力していきたいと思ひます。

太田分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、今後の森林総合研究所の業務運営において評価結果を反映させていただくよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、その他について事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、その他の1点目といたしまして、役員給与規程等の一部改正についてでございます。資料2-1と資料2-2をご覧ください。

森林総合研究所の役員の給与規程及び退職手当規程の一部改正についてご報告いたします。

独立行政法人通則法第52条、53条、62条に基づきまして、独立行政法人は、報酬及び退職手当の支給基準を主務大臣に届けなければならないことになっているしております。また、主務大臣は、届け出があったときにはその支給基準を評価委員会に通知することになっております。

評価委員会は、その支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対して意見を申し出ることができることとされております。

今回、資料が2つありますが、この2つの規程の改正は、一言で言いますと、森林総合研究所の役員の報酬、退職規程につきまして、国家公務員の報酬、退職手当の変更に準じた取り扱いにするため、規程の改正を行うものでございます。

役員給与規程につきましては、資料2-1でございますが、その最後のページをご覧ください。

国家公務員につきましては、一般職の職員の給与に関する法律が改正されました。これに伴いまして、規程におきましては、左側の改正後を見ていただければと思いますが、平成21年6月の期末特別手当につきまして、「100分の160」とあるのを「100分の145」とするというものでございます。つまり、15%分の手当を減額するというものでございます。

また、次に、役員退職手当の規程につきましては、資料2-2を見ていただければと思いますが、これの9枚目の新旧対照表がついております。そちらをご覧ください。

改正後のところで、いろいろな部分が修正されているところでございますが、国家公務員につきましては、国家公務員退職手当法などが改正されまして、退職手当について新たな支給の制限及び返納の制度を設ける措置が講じられました。

一つの例でいきますと、退職手当支払い後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職した者に、退職手当の返納を命じることができることなどがございます。今回の森林総研の役員退職手当規程の改正につきましては、このような国に準じた取り扱いにするための改正でございます。

以上でございます。

太田分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問または評価委員会として特に大臣に申し述べたい意見等があればというこ

とでございますが、何かございますでしょうか。

こういう形で進んでいるということのご説明と、それから特にということでございますが、いかがでございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、大臣への意見具申はなしとさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

太田分科会長 それでは、そういうふうにさせていただきます。

次に、重要な資産の処分について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 資料2 - 2の次に、2枚組みの横長の資料があろうかと思えます。こちらをごらんいただければと思えます。

森林総合研究所におきましては、中期計画におきまして保有資産について事業の縮小に伴う処分を検討するということになってございます。その一環といたしまして、1枚目にごらんいただいておりますが、杉並区高井戸西に所在しております職員宿舎第8号という物件の処分を現在検討しているところでございます。

この2枚紙の資料の一番後ろをちょっとひっくり返していただいておりますと、総研の平成21年度計画におきまして、水源林造成事業等に係る保有資産について処分等を計画的に進めるという記載がございまして、この職員宿舎第8号というものを売却等の対象物件とするということで位置づけているところでございます。

そして、この資料を1枚めくっていただきますと、関係する法令を抜粋してございます。

独立行政法人通則法に基づきまして、独立行政法人は主務省令で定める重要な財産を譲渡するなどの場合におきましては、主務大臣の認可を受けなければならないと。第2項におきまして、主務大臣は認可をするときにはあらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないという、そういう定めがございまして、あわせて、財務大臣との協議というものも定められてございます。

ということで、この職員宿舎第8号というものは、その前のページに現況の写真をつけておりますけれども、築造後相当の年数を経ておりまして、また事業の縮小などに伴いまして、今後事業実行に当たって使用する見込みがないというものでございますので、処分を検討しているところでございます。

現在、必要な手続の準備をしているところでございますが、今後準備が整いますとこの審議会におきましてご審議をいただくというような運びでございます。今日のところは、まだその

辺の準備が整っておりませんので、このような案件があるということでご承知おきをいただければということでご紹介、ご報告をさせていただきました。

以上でございます。

太田分科会長 案件の紹介でございます。

本件につきましては、処分に向けて準備中とのことですので、準備が整ったらこの分科会で審議をすることになるということのようでございます。特段のご質問がなければ先に進みたいと思いますが、今の件、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。これから課題として出てくるということでございます。

それでは、その他の先に進ませていただきたいと思います。

先ほども出ましたけれども、昨日、農林水産省独立行政法人評価委員会が開催されておりますので、その概要を簡潔に事務局から説明させます。よろしく申し上げます。

事務局 昨日の24日、第17回農林水産省独立行政法人評価委員会が開催され、委員の方々はご出席いただいております。

議事は2点ございました。

1点目は、林野分科会を含みます各分科会の審議の経過及び結果についての報告でございました。

2点目は、種苗管理センター、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所の3つの独法につきまして、中期目標期間終了時におけます組織、業務全般の見直しについて議論が行われました。事務、事業、組織の見直しに係る具体的措置について、附帯意見が見ついたもの了承されたところでございます。

以上でございます。

太田分科会長 よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、ご質問があればお願いいたします。

ちょっと短いあれですから、質問といってもないんですが、実はこの評価委員会の最後に、委員長から、ちょっと我々に関係すると思うんですけども、この独法の評価の全体の委員会、これに農水省からは松本委員長が出ているわけでございますが、その中で独法は研究独法とそうでない部分とあるんですけども、独法の評価の体制全体が、特に研究独法向きに体系づくりがされているわけではないということで、研究関連独法に対する評価の方法については、もう少しその方法を検討してもらう必要があるのではないかということ農林水産省系の独法の評価委員会の代表として松本委員長が申し上げたそうでございます。

それに関連して、ほかの省庁の一部からも、研究独法を扱っている部分とかでは、そういう賛成の意見みたいなものがあったということを非常に短く最後に報告だけをされて閉会になっております。

そんなことがありまして、それは林野庁系では研究独法が中心ですので、将来に向けての一つの評価方法の議論が進むのではないかなというふうに、その話を聞いて個人的にそういう感じをいたしました。全体の質疑以外にそんな発言があったということを、私個人の感想だけでございますけど、ちょっと申し上げたいと思います。

何かご質問、ご意見ございますでしょうか。あるいは委員の先生方で、この委員の先生のほうで出られた方で、何かつけ加えることがあればと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、そういう形に、質疑はここまでとさせていただきます。

議事は以上でございます。本日配付された資料のうち、参考資料につきましては委員限りとさせていただきます。

今回の議事録につきましては、まとめ次第事務局から各委員に送付し、ご了解を得た上で確定し、その後、公開するというにしたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第37回林野分科会を閉会とさせていただきます。

法人の皆様方には、お忙しいところご出席いただきありがとうございました。ご退席のほうしていただいて結構でございます。

どうもありがとうございました。

午前 11時23分 閉会